

平成 28 年 10 月 28 日決議

四国中央市空家等対策協議会の会議に関する申し合わせ事項

1. 会議の公開

四国中央市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議は公開を原則とするが、個別事案に関する案件は非公開とする。

2. 委員の代理出席

常勤の公務員である委員は、その委員の属する機関の職員を代理人として協議会の会議に出席させることができる。

3. 会議の事前周知

会議の開催に当たっては、公開又は非公開にかかわらず、次の事項を市ホームページにより、1週間前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員及び傍聴手続
- (6) 公開又は非公開の別（非公開とする場合はその理由）
- (7) その他必要と認める事項

4. 会議録の作成及び公表

(1) 協議会の会議については、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成する。

(2) 会議録は、次の事項を市ホームページにより、これを公開する。ただし、当該会議録が非公開情報を含む場合は、会議録の一部を公開しない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 公開又は非公開の別
- オ 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- カ 出席者氏名
- キ 傍聴人数（会議を公開した場合に限る。）
- ク 議題及び協議の概要
- ケ その他必要と認めた事項

(3) 会議録の作成及び公表内容は、協議会に諮るものとする。